

八代圏域障害者相談支援事業に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要領は、令和9年度から令和11年度の3年間に、次の圏域において実施する障害者相談支援事業の受託法人を、公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 件名

八代圏域障害者相談支援事業委託

(2) 募集圏域

圏域	担当校区等
第1圏域	氷川町全域、東陽、泉、鏡
第2圏域	太田郷、昭和、龍峯、千丁、八千把
第3圏域	松高、郡築、麦島、八代、代陽
第4圏域	植柳、高田、金剛、宮地、日奈久、二見、坂本

(3) 業務内容

別紙「八代圏域障害者相談支援事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契約の概要

ア 契約締結日	令和8年12月下旬頃
イ 契約期間	契約締結日から令和12年3月31日まで
ウ 履行期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
エ 契約方法	公募で選定された受託者との総額契約とする。

(5) 委託上限金額

1圏域当たり：19,108,750円（消費税及び地方消費税を含む）

※令和9年度から令和11年度までの3年間の上限額。

3 参加資格

次の条件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱（平成20年八代市告示第103号）第3条の規定による排除措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てをしている者でないこと。

(6) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき業務を実施するために必要な体制を備えており、業務を計画的かつ的確に遂行できること。

(7) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 令和8年9月1日において法人格を有し、八代市又は氷川町の区域内に、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所を設置している者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定欠格事由に該当しない者

ウ 市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

4 応募書類等の提出

(1) 必要書類

応募に必要な書類一覧（7ページ参照）のとおり。

(2) 提出部数

正本1部、副本6部、合計7部提出すること。

原本証明や法人の押印があるものは、正本とし、それ以外は複製をし、副本とすること。

(3) 作成に当たっての留意事項

ア A4版縦型フラットファイルに左綴じとし、表紙に「八代圏域障害者相談支援事業受託法人公募申込」「応募法人名」を記載すること。

イ 綴り方については「応募に必要な書類一覧」の順番どおりとする。

ウ 指定様式の変更は認めない。また、応募書類は白黒1色刷りで、10.5ポイント以上で作成すること。ただし、指定様式の補足資料の添付は可能とする。

エ やむを得ず、A4サイズに収まらない場合は、A4サイズに折り込むこと。

5 提出期間等について

(1) 提出期間：令和8年10月26日（月）から令和8年11月27日（金）午後5時まで

(2) 提出場所：八代市役所 障がい者支援課

住所：〒866-8601 八代市松江城町1番25号

(3) 提出方法：持参又は郵送とする。（いずれの方法でも提出期間内必着）

※応募書類等の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

※提出された応募書類等は、返却しないものとする。

※本実施要項及び仕様書に定めのない事項は、事務局と応募者において別途協議する。

6 質問の受付及び回答

下記の日時まで本業務・選定に関する質問を受け付ける。

(1) 日時：令和8年11月2日（月）午後5時まで

(2) 質問方法：質問票（様式6）をFAX又は電子メールにより提出する。

FAX：0965-33-8983

メールアドレス：syofuku@city.yatsushiro.lg.jp

- (3) 回答：令和8年11月9日（月）（予定）までに作成し、必要に応じて八代市ホームページに随時掲載する。

7 審査基準

応募書類等の審査に当たっては、8ページに記載する「審査基準」によって行う。

8 審査方法

事務局において、必要書類及び記載内容に漏れがないこと並びに「審査基準」に掲げる事務局審査項目を基に形式審査を行った後、「障害者相談支援事業受託法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査を行うものとする。

ただし、提示金額が委託上限金額を超える場合や、「3 参加資格」に掲げる要件を満たさないと判断された場合は、その応募書類は審査から除外し、応募者にその旨を書面にて通知する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日等

令和8年12月10日（木）午後3時30分

八代市役所 本庁舎 2階 201会議室

※実施日や開催時間、会場等の詳細は、後日通知する。

イ 出席者

3名以内とする。

ウ 実施順、発表時間

プレゼンテーションは応募書類の受付順で原則実施するものとし、1法人あたりの時間は30分程度とする。（事前に提出した企画提案書に基づく20分のプレゼンテーション、質疑応答10分）。

なお、パソコン、プロジェクター等は使用できないものとする。

(2) 審査内容

ア 基本的事項

選定委員会は、参加者からのプレゼンテーション及び応募書類等に関する質疑応答を実施し、提案内容の審査を行うものとする。

別に定める審査基準に基づき各委員が応募法人ごとに評価を行い、各委員の評価の合計点数を委員の数で除して得た点数（以下「平均点数」という。）を算出し、その平均点数が最も応募法人を委託候補法人とする方法により行うものとする。

ただし、合計点数の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない者は選定の対象としない。

平均点数が同点となる応募法人があるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。

イ 応募圏域ごとに選定する

応募圏域ごとに、上記アで選定した1位の応募法人を受託候補法人とする。

ウ 応募がなかった圏域の委託

イで受託候補法人が決まらなかった圏域については、今回の公募型プロポーザルに応募があり、他の圏域の受託を希望した法人の点数が高い順に受託の意思確認を実施し、受託候補法人とする。

【選定事例】

- ・ 1つの圏域（第4圏域）に応募がなかった
- ・ A者、C者、D者の3者が第2圏域に応募したが、A者の点数が高いため、第2圏域の受託候補法人は、A者に選定。
- ・ 第4圏域は応募がなかったため、点数が高かったC者から順に受託の意思確認を実施して選定

	点数	他圏域希望	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域
A者	180点（1位）			◎		
B者	175点（2位）		◎			
C者	170点（3位）	有		希望		（◎）
D者	165点（4位）	有		希望		
E者	162点（5位）				◎	
受託候補法人			B者	A者	E者	（C者）

※「◎」は受託候補法人に選定

（3）各圏域で応募者が1者のみの場合

プレゼンテーション審査は行わず応募書類による書面審査により行うものとする。

別に定める審査基準に基づき各委員が評価を行い、各委員の評価の合計点数を委員の数で除して得た点数（以下「平均点数」という。）を算出する。

その平均点数が合計得点の6割以上である場合に、当該応募法人を委託候補法人として選定するものとする。ただし、平均点数が最低基準点に満たない場合は、選定の対象としない。

（3）審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーション及び質疑応答からおおむね1週間以内に、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛てに通知する。

通知する内容は、圏域ごとの受託候補法人名と点数とする。

なお、上記（2）審査内容のウ応募がなかった圏域の委託に基づき選定した受託候補法人については、当初からその圏域に希望があったものとし、結果を公表する。

（4）選定結果の公表

（3）で通知をした翌営業日以降に、ホームページで選定結果を公表する。

また、公表する内容は、（3）で通知する内容と同様とする。

9 応募書類等の取扱い

（1）提出された応募書類等は返却しない。

（2）提出された応募書類等は、本業務受託候補法人の選定を行う作業に必要な範囲にお

いて複製することがある。

- (3) 提出された応募書類等は、本業務受託候補法人の選定目的以外に、提出者に無断で使用しない。

10 実施日程【予定】

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年10月26日(月) |
| (2) 質問書受付期限 | 令和8年11月 2日(月) 午後5時まで |
| (3) 質問回答 | 令和8年11月 9日(月) 予定 |
| (4) 応募書類等提出期限 | 令和8年11月27日(金) 午後5時まで |
| (5) プレゼンテーション等 | 令和8年12月10日(木) 午後3時30分(予定) |
| (7) 審査結果通知 | プレゼンテーション終了後おおむね1週間以内 |
| (8) 契約締結 | 令和8年12月24日(木) (予定) |

11 業務遂行にあたっての遵守事項

(1) 関係法令等の遵守

受託法人自らの責任において、憲法、地方自治法、労働基準法等労働関係法令、障害者総合支援法及び関係法令等を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知りえた個人情報を適切に保護すること。

(3) 守秘義務

業務上知りえた秘密を第三者に漏らしたり、業務の目的外に使用したりすることはできない。委託契約期間終了後も同様とする。

(4) 業務の一括再委託等の禁止

センター業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

(5) 令和8年度から令和9年度までの履行期間終了時の引継業務

履行期間終了時に次期受託を選定した結果、今回選定する法人とは異なる者が圏域の次期受託法人となった場合、法人間の引継ぎが円滑に実施できるよう以下の手続を行うこと。

ア 引継調書の提出

受託法人は、現運営期間の管理状況、懸案事項等の引継事項について引継調書を作成し、運営期間満了日の1か月前までに、市に提出すること。

イ 文書の引継ぎ

当該業務に関する文書については、引継ぎの際、紛失等の事故がないよう、市を経由して行うか、市が立会いのもとで行うこと。特に個人情報の取扱いには注意し、現受託法人の従業員が持ち出すことのないよう、厳重に取り扱うこと。

12 その他

- (1) 今回のプロポーザルに参加するための一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者や、企画提案に当たり著しく信義に反する違

反行為を行った者は失格とする。

(3) 審査結果に関する質問、異議申立ては受け付けない。

(4) 応募書類等の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式7)を提出すること。

13 問合せ先(事務局)

八代市役所 障がい者支援課

住所：〒866-8601

熊本県八代市松江城町1番25号

電話：0965-35-0294(直通)

FAX：0965-33-8983(代表)

メールアドレス：syofuku@city.yatsushiro.lg.jp

応募に必要な書類一覧

No.	提出書類	様式	備考	確認
1	八代圏域障害者相談支援事業委託応募申込書	様式 1		
2	誓約書	様式 2		
3	見積書	様式 3		
4	役員等名簿兼承諾書	様式 4		
5	企画提案書	様式 5		
6	法人登記簿謄本（現在事項証明書）		発効後、 3 か月以内のもの	
7	定款		要原本証明	
8	法人概要（法人名、理事長名、法人設立年月日、職員数、施設及び事業所の名称が記載されているもの）		現在運営している施設 又は事業に関する資料・パンフレット可	
9	法人等の収支決算書		直近 2 年分	
10	法人等の貸借対照表		直近 2 年分	

その他書類

	提出書類		備考
1	質問書	様式 6	
2	辞退届	様式 7	

審査 (委員会)	見積金額	10点	②業務コストの妥当性(見積額が上限額をこえている場合は対象としない。)
	法人実績	30点	①障害福祉サービス等の実施状況 ・障害者相談支援事業、特定相談支援事業所等、その他障害福祉サービス等の運営実績 ・指定権者等からの処分
		20点	②運営の安定性 安定した法人経営ができているか
	職員	20点	①様々な相談に対応できる人材の配置となっているか ・人材の確保について確実性が高いか ・様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置となっているか
		20点	②欠員が生じた場合の職員確保策には実効性があるか ・法人内に相談支援専門員の資格を持つ職員がいるか ・専任職員に欠員が生じた場合相談支援専門員の資格を有する職員の人事異動対応ができるか
		10点	③人材育成、職員の質の確保のために、効果的な取組がされているか ・どのような研修を受講しているか ・資質向上のための取組は効果的であるか ・専任職員に対するフォロー体制は十分か
	場所	5点	①業務場所 ・住民にとって、利便性は高いか ・幹線道路からどれくらい離れた位置にあるか(わかりやすい場所か)
	業務管理	10点	①個人情報保護の取組と苦情解決対策 ・個人情報に関するマニュアルの整備、職員に対する研修の実施 ・苦情対応に関するマニュアルの整備、職員に対する研修の実施、苦情に対する組織的対応方法
		10点	②中立・公正な運営の担保 ・正当な理由がなく、特定の利用者・事業者に支援が偏らないための視点があるか
		10点	③業務時間外の対応 ・業務時間外の対応が想定されているか
	事業の実施 方針	25点	①障害者相談支援 ・どのような社会資源の活用を想定しているか ・社会生活力を高める支援としてどのようなことを想定しているか ・インクルージョン総合支援推進事業についてどのようなことを想定しているか ・どのような専門機関の紹介を想定しているか
		5点	② ケース検討会の開催 ・効果的かつ具体的な実施を検討しているか
		5点	③ ケアマネジメントの実施 ・効果的かつ具体的な実施を検討しているか
		5点	④-1 災害時の避難支援 ・効果的かつ具体的な支援を検討しているか
		5点	④-2 障害者支援協議会全体会及び専門部会への参画等 ・協議会の活性化のための、効果的かつ具体的な支援策、行政との連携を検討しているか
		5点	④-3 地域関係者・関係機関等とのネットワークづくり ・担当する圏域の関係者との効果的かつ具体的な支援を検討しているか
		5点	④-4 ピアカウンセリング ・事業所においてピアカウンセリングを検討しているか。
合計		200点	